

電子帳簿保存法に関するセミナー

改正電子帳簿保存法により 必要となる対応とは？ ～電子取引データのデータ保存が義務化～

令和6年1月1日から電子帳簿保存法改正により、電子取引のデータ保存が義務化となります。電子データで受け渡しした請求書や領収書等は、紙に印刷しての保存が認められなくなり、電子データのまま保存することが原則全ての事業者に求められます。本セミナーでは、電子帳簿保存法の概要と対策について簡単に分かりやすく説明いたします。

日時

令和5年11月17日(金)
令和5年12月5日(火)
14:00～16:00

場所 小松商工会議所 305号室

定員 20名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

費用 無料(会員・非会員問わず)

主催 小松商工会議所

申込締切 11月13日(月)

講師紹介

浅井克樹税理士事務所

税理士 浅井 克樹 氏

小松市出身、2003年浅井克樹
税理士事務所を開業。
現在、北陸税理士会小松支部長



セミナー内容

- ・電子帳簿保存法とは
- ・「電子取引」の証憑は電子保存が義務に
- ・「電子取引」の対象となる取引は
- ・電子による保存の要件
- ・電子による保存方法の検討
- ・「電子帳簿」への対応の注意点

お申込み前に
ご確認ください

・講座の内容、日程は一部変更となる場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。

申込方法 「受講申込書」にて参加を希望する日程に○印、必要事項をご記入のうえ、FAXまたはお電話にてお申込みください。

「電子帳簿保存法に関するセミナー」受講申込書

事業所名			TEL		
所在地	(〒 -)		FAX		
参加者 氏名					
参加 希望日	11月17日(金)		12月5日(火)		

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、調査・分析のために利用することがあります。

お問合せ・申込先 小松商工会議所 中小企業相談所 TEL.0761-21-3121 FAX.0761-21-3120